

○小郡市景観条例施行規則

平成30年6月29日

規則第21号

改正 令和4年6月16日規則第21号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 景観法に基づく行為の規制等（第2条—第8条）

第3章 小郡市景観審議会（第9条—第12条）

第4章 景観アドバイザー（第13条）

第5章 景観重要建造物等（第14条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び小郡市景観条例（平成30年小郡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観法に基づく行為の規制等

（行為の届出等）

第2条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、行為の届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第16条第5項の規定による通知は、行為の通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 前2項に規定する行為の届出書及び行為の通知書には、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、法第16条第2項の規定による変更の届出のときは、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項各号に掲げる図書

(2) 条例第11条第1項第1号に掲げる行為 次に掲げる図書

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(3) 条例第11条第1項第2号に掲げる行為 次に掲げる図書

ア 景観法施行規則第1条第2項第1号イからハマまでに掲げる図書

イ 建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示したもの）で縮尺50分の1以上のもの

ウ その他参考となるべき事項を記載した図書

4 前3項に規定する書類は、正副2部提出するものとする。

（適合の通知）

第3条 市長は、前条第1項の規定による届出に係る行為が景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めるときは、その旨を適合通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（行為の完了届出等）

第4条 条例第17条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による通知は、行為の完了届出（通知）書（様式第4号）により、完了後の状況を示す写真を添えて行うものとする。

（勧告）

第5条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（命令）

第6条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。

（身分証明書）

第7条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第7号）によるものとする。

（公表及び意見の陳述の手続）

第8条 条例第16条第1項の規定による公表は、告示、広報誌への掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による意見の陳述の手続は、同条第1項の規定による公表の対象となる者に対し、市長が次に掲げる事項を書面により通知することによるものとする。

- (1) 公表の内容
 - (2) 公表の根拠となる条例の条項
 - (3) 公表の原因となる事実
 - (4) 意見書の提出先及び提出期限
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、同項第4号に規定する提出期限までに市長に意見書を提出することができる。

第3章 小郡市景観審議会

(小郡市景観審議会)

第9条 条例第18条に規定する小郡市景観審議会（以下「景観審議会」という。）に会長を置き、識見を有する者につき委嘱された委員のうちから全ての委員による選挙によりこれを定める。

- 2 会長は、景観審議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 景観審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が不在のときは、市長が招集する。
- 5 景観審議会は、委員及び議事に関係がある次条に規定する臨時委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 景観審議会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(臨時委員)

第10条 市長は、特別の事項を審議させるため必要があるときは、景観審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了するときまでとする。

(庶務)

第11条 景観審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

第4章 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

第13条 条例第20条に規定する景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関する技術的指導、助言等を行うものとする。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出の対象となる行為
- (2) 公共施設の整備
- (3) 市が行う景観の形成の取組
- (4) その他良好な景観の形成

2 景観アドバイザーの定数は、8人以内とする。

3 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定の提案)

第14条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定の提案は、景観重要建造物等指定提案書（様式第8号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第15条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の通知は、景観重要建造物等指定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可申請等)

第16条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物等現状変更許可申請書（様式第10号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に係る許可等をしたときは、景観重要建造物等現状変更許可等通知書（様式第11号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 法第22条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議は、景観重要建造物等現状変更協議書（様式第12号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第17条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（様式第13号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第18条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書（様式第14号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
(小郡市における筑後川流域景観計画に関する景観法施行条例施行規則の廃止)
- 2 小郡市における筑後川流域景観計画に関する景観法施行条例施行規則(平成26年小郡市規則第20号)は、廃止する。
(小郡市景観審議会規則の廃止)
- 3 小郡市景観審議会規則(平成26年小郡市規則第21号)は、廃止する。

附 則 (令和4年6月16日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

（新規・変更）

行為の届出書		
小 郡 市 長 あて		年 月 日
届出者 住所 氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称、代 表者氏名及び主たる事務所の所在地〕 電話番号		
景観法第16条第1項・第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。		
行為の場所	地名・地番	小郡市
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域 の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 地区
沿道景観保全ゾーン		<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的
行為の期間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日
他法令の許可等		
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物の建築等	用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
		全体見付面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	m	
□工作物の建設等	種類又は用途 ()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規模		届出部分	既存部分	計
		高さ	m	m	m
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他 ()				
	開発面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類 ()			
		工作物の高さ	m		
	□物件について行う照明	物件の種類 ()			
		物件の高さ	m		
	照明方法 ()				
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

1 添付書類

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1/100以上）
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（マンセル値を表示したもの。縮尺1/50以上）
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 開発行為又は土地の形質の変更

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）
- エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- エ 建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示したもの。縮尺1/50以上）
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書

※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

2 提出部数

正副2部とする。

行為の通知書			
小 郡 市 長 あて		年 月 日	
通知者 住所 団体名 代表者氏名 電話番号			
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。			
行為の場所	地名・地番	小郡市	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域	の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	地区
沿道景観保全ゾーン		<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄		

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物の建築等	用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
		全体見付面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	m	
□工作物の建設等	種類又は用途 ()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		高さ	m	m	m
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他 ()				
	開発面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ 建築物の延床面積	m m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類 () 工作物の高さ	m		
	□物件について行う照明	物件の種類 () 物件の高さ	m		
	照明方法 ()				
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

1 添付書類

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1/100以上）
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（マンセル値を表示したもの。縮尺1/50以上）
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 開発行為又は土地の形質の変更

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）
- エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- エ 建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示したもの。縮尺1/50以上）
- オ その他参考となるべき事項を記載した図書

※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

2 提出部数

正副2部とする。

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

小郡市長

適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めますので、小郡市景観条例施行規則第4条の規定により通知します。

また、景観法第18条第2項の規定に基づき、行為の着手制限に係る期間を短縮することを併せて通知します。

行為の場所	地名・地番	小郡市	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域	の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	地区
沿道景観保全ゾーン	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
特記事項(条件等)			

様式第4号（第4条関係）

行為の完了届出（通知）書			
		年 月 日	
小 郡 市 長 あて		届出（通知）者	
		住所	
		氏名	
		〔 法人その他の団体にあつては、その名称、代 表者氏名及び主たる事務所の所在地 〕	
		電話番号	
景観法第16条第1項・第2項・第5項の規定により届出（通知）をした行為が完了しましたので、 次のとおり届出（通知）をします。			
行為の場所	地名・地番	小郡市	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域	の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	地区
沿道景観保全ゾーン		<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
景 観 計 画 適 合 通 知 書 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
完了年月日	年 月 日		
※受付年月日	※処理欄		

（注1） 完了後の状況が確認できる写真を添付してください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

小郡市長

勸告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定める景観形成基準に適合して
いませんので、景観法第16条第3項の規定に基づき、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

行為の場所	地名・地番	小郡市	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域	の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	地区
沿道景観保全ゾーン		<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
勧告の内容			

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小郡市長

命 令 書

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定める景観形成基準に適合して
いませんので、景観法第17条第1項・第5項の規定に基づき、次のとおり必要な措置をとるよう命じ
ます。

行為の場所	地名・地番	小郡市	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域	の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	地区
沿道景観保全ゾーン		<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
命令の内容			

様式第7号（第7条関係）

身 分 証 明 書		第 号
(写真) 縦3cm× 横2.5cm	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
	上記の者は、小郡市における景観法に基づく 原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を 行う者であることを証明する。	
	年 月 日	
	小郡市長	

9 c m

6 c m

様式第8号（第14条関係）

景観重要建造物等指定提案書	
年 月 日	
小 郡 市 長 あて	
申請者 住所 氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称、代 表者氏名及び主たる事務所の所在地〕 電話番号	
次の建造物等について、景観法第19条第1項・第28条第1項の規定により、景観重要建造物等に指定されるよう提案します。	
提案の種類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
建造物又は樹木の所有者	住所： 氏名：
建造物の名称又は樹木の樹種	
建造物又は樹木の所在地	小郡市
建造物の外観又は樹木の樹容の特徴	

次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 当該建造物等の敷地及び位置並びにその周辺の状況を示す縮尺1/2, 500以上の図面
- (2) 当該建造物等の写真
- (3) 申請者が当該建造物等の所有者以外の者であるときは、所有者の同意書

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

小郡市長

景観重要建造物等指定通知書

次の建造物等について、景観法第19条第1項・第28条第1項の規定により、景観重要建造物等に指定しましたので通知します。

指定の種類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日等	年 月 日 第 号
建造物又は 樹木の所有者	住所： 氏名：
建造物の名称 又は樹木の樹種	
建造物又は 樹木の所在地	小郡市
指定の理由となった 建造物の外観又は 樹木の樹容の特徴	
(景観重要建造物のみ) 建造物と一体となって良 好な景観を形成している 土地その他の物件の範囲	

様式第10号（第16条関係）

景観重要建造物等現状変更許可申請書			
			年 月 日
小 郡 市 長 あて		申請者 住所 氏名 [法人その他の団体にあっては、その名称、代 表者氏名及び主たる事務所の所在地] 電話番号	
景観重要建造物等の現状変更を行いたいので、景観法第22条第1項・第31条第1項の規定により、関係図書を添付して次のとおり申請します。			
指定の種類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木		
指定年月日等	年	月	日 第 号
建造物又は樹木の所有者	住所： 氏名：		
建造物の名称又は樹木の樹種			
建造物又は樹木の所在地	小郡市		
現状変更の内容	建造物（増築・改築・移転又は除却・外観を変更する修繕又は模様替・色彩の変更）、樹木（伐採・移植）		
現状変更の理由			
施行方法			
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
施 行 者	住所		
	氏名		
	担当者名		電話番号

次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図（樹木にあっては、施行方法を明らかにする図面）
- (2) 当該建造物等の敷地及び位置並びにその周辺の状況を示す縮尺1/2, 500以上の図面
- (3) 当該建造物等及び当該行為をしようとする箇所の写真

様式第11号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

小郡市長

景観重要建造物等現状変更許可等通知書

年 月 日付で申請のあった景観重要建造物等の現状変更については、次のとおり（許可する・許可しない）こととしましたので、小郡市景観条例施行規則第16条第2項の規定により通知します。

指定年月日等	年 月 日 第 号
建造物又は 樹木の所有者	住所： 氏名：
建造物の名称 又は樹木の樹種	
建造物又は 樹木の所在地	小郡市
許可に必要な条件 又は許可しない理由	
その他特記事項	

様式第12号（第16条関係）

景観重要建造物等現状変更協議書			
小 郡 市 長 あて		年 月 日	
		協議者 住所 団体名 代表者氏名 電話番号	
景観重要建造物等の現状変更を行いたいので、景観法第22条第4項・第31条第2項において準用する同法第22条第4項の規定により、関係図書を添付して次のとおり協議します。			
指定の種類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木		
指定年月日等	年	月	日 第 号
建造物又は樹木の所有者	住所： 氏名：		
建造物の名称又は樹木の樹種			
建造物又は樹木の所在地	小郡市		
現状変更の内容	建造物（増築・改築・移転又は除却・外観を変更する修繕又は模様替・色彩の変更）、樹木（伐採・移植）		
現状変更の理由			
施行方法			
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
施 行 者	住所		
	氏名		
	担当者名	電話番号	

次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図（樹木にあつては、施行方法を明らかにする図面）
- (2) 当該建造物等の敷地及び位置並びにその周辺の状況を示す縮尺1/2, 500以上の図面
- (3) 当該建造物等及び当該行為をしようとする箇所の写真

様式第13号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

小郡市長

景観重要建造物等指定解除通知書

次の建造物等について、景観法第27条第1項・第2項・第35条第1項・第2項の規定により、景観重要建造物等の指定を解除しましたので通知します。

指定の種類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日等	年 月 日 第 号
建造物又は樹木の所有者	住所： 氏名：
建造物の名称又は樹木の樹種	
建造物又は樹木の所在地	小郡市
指定解除の理由	

様式第14号（第18条関係）

景観重要建造物等所有者変更届出書		年 月 日
小 郡 市 長 あて		
届出者 住所 氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称、代 表者氏名及び主たる事務所の所在地〕 電話番号		
景観重要建造物等の所有者を変更したので、景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。		
指定の種類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木	
指定年月日等	年 月 日 第 号	
建造物又は 樹木の所有者	旧	住所： 氏名：
	新	住所： 氏名：
建造物の名称 又は樹木の樹種		
建造物又は 樹木の所在地	小郡市	
備考		

様式第1号（第2条関係）

（令4規則21・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（令4規則21・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

（令4規則21・一部改正）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第14条関係）

（令4規則21・一部改正）

様式第9号（第15条関係）

様式第10号（第16条関係）

（令4規則21・一部改正）

様式第11号（第16条関係）

様式第12号（第16条関係）

（令4規則21・一部改正）

様式第13号（第17条関係）

様式第14号（第18条関係）

（令4規則21・一部改正）